文教委員会資料

令和５年５月２６日

子ども未来部子育て応援課

第３２号議案

**低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金**

**の支給に係る補正予算の専決処分について**

「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の支給にともなう補正予算について、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、令和５年４月２７日、専決処分を行ったので、以下のとおり報告する。

１　目的

　　食費等の物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、早急に生活支援特別給付金を支給する。

２　専決処分とした理由

　　令和５年４月１０日付こども家庭庁支援局から「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給について」が発出され、支給開始が５月であり、緊急に措置を必要とするため専決処分を行った。

３　給付金の内容

（１）給付対象者

① 児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）

② ①以外の住民税均等割が非課税の子育て世帯（その他低所得の子育て世帯）

③ 食費等の物価高騰の影響を受け、直近で収入が減少している子育て世帯

（２）給付額　　児童１人当たり一律５万円

（３）給付対象者数（見込み）

① ひとり親世帯児童数　約2,100名　　世帯数　約1,500世帯

② その他世帯児童数　　約2,800名　　世帯数　約1,700世帯

（４）給付手続き

① 低所得のひとり親世帯

　 ・令和５年３月分の児童扶養手当受給者は申請不要。

・公的年金等の受給により、令和５年３月分の児童扶養手当の支給を受けていない方は要申請。

・令和５年３月分児童扶養手当は受給していないが、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同水準となっている方は要申請。

② その他低所得の子育て世帯

　・令和４年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」の受給者は申請不要。

・令和５年３月３１日時点で１８歳未満の児童（障害児については２０歳未満）の養育者で、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割非課税相当の収入の方は要申請。

（５）事業経費等　　271,256千円　全額国庫負担（10／10）

　　　　　　　（内訳）事業費分 245,000千円　　事務費分 26,256千円

４　区民への周知

　　対象者へは案内通知を送付するとともに、区ホームページ、広報紙へ掲載し、区民への周知を図る。（周知時期は以下「スケジュール」のとおり）

５　スケジュール

　　令和５年５月８日　　コールセンター設置（電話：03-5742-6027　FAX：03-5742-6387）

５月中旬　　区ホームページ、広報紙へ掲載

申請不要の対象者へ通知送付（５月３１日支給開始）

５月下旬　　要申請者受付開始

６月以降　　審査を経て順次支給